

# 第 11 章 地方税

## 第11章 地方税

### 第1節 地方税制の沿革

韓国の地方税制は1949年の地方自治制度の発足とともに始まっている。地方税法は1949年12月12日に制定され、道及び市・郡に地方税の賦課徴収権が与えられた。道税には国税附加税と独立税（戸別税、家屋税等）があり、市邑面税には国税附加税、道税附加税、独立税（車両税、特別営業税等）があった。独立税より国税附加税を中心とした構造となっていた。

しかし、地方税法及び他税法で規定していた地方税に関する規定を吸収・統合し、地方税制度を体系化するため、1961年12月8日に地方税法は全面改正された。また、「地方自治に関する臨時措置法」により郡が基礎自治団体となる一方、邑・面は郡の下部行政単位になったことに伴い、市邑面税は市郡税に改められた。

1967年には「国税附加税廃止に関する臨時措置法」が施行され、国税附加税が廃止された。道税附加税は、1976年に廃止された。

1973年には住民税が新設された。

1976年には遊興飲食税が廃止される一方で、登録税を国税から道税に移管し、住民税、自動車税、屠畜税が道税から市郡税に移管されるとともに事業所税が新設された。

1984年には市郡税としてたばこ販売税が新設され、1988年にたばこ消費税に改編された。

1989年には市郡税として総合土地税が新設されたが、2005年に財産税へ統合された。

1991年には道税として地域開発税が新設され、共同施設税が市郡税から道税に移管された。

1993年には馬券税が競走・馬券税とされ、課税対象が競輪、競艇の投票券にまで拡大された。2002年にはレジャー税に改められ、闘牛も対象とされるようになった。

1999年末には、韓米自動車貿易協定の結果に伴う自動車税率引下げによる地方税減収を補うために走行税が新設された。

2001年には、それまで地方税に附加課税されていた教育税が別途分離され、国税の教育税とは別途に地方教育税が新設された。

2009年には、地方税の納付確認書、納税証明書の発行が可能になった。

2010年には、特別徴収義務者の納入、案分基準通報、納入通報が新設された。

2011年には、金融会社などの定義を新設した。

2014年には、車両取得税の課税資料の通報の事項を新設し、タバコ税に水タバコや嗅ぎたばこが含まれた。

2015年には、自治体の主な歳入財源であるタバコ税の税率や地域資源施設税の課税標準と標準税率が引上げられた。

2017年には、開業や廃業などの申告事項だけではなく管轄自治体の長に通報が義務付けられた。

2018年には、大株主が国外へ転出する際の国内株式などの譲渡所得に対する課税が強化された。

2019年現在、地方税は11税目（普通税9、目的税2）である。

## 第2節 地方税の概要

### 1 各税目の課税対象及び税率等

#### (1) 普通税

##### ア 取得税（地方税法第6条）

不動産・車両等の所有権が移転される流通過程で担税力が露出する取得者に租税を負担させるために一定の資産の取得に対しその取得者に賦課される租税

##### (ア) 課税対象

不動産（土地、建築物）、車両、機械装備（建設機械等）、立木、航空機、船舶、鉱業権・漁業権、ゴルフ・乗馬・コンドミニアム・総合体育施設利用・ヨット会員権を取得する行為

##### (イ) 税率

一般税率：1,000分の10～40（50/100の範囲内で調整可能）

※住宅有償取得6億ウォン以下 1000分の10、6億ウォン超過9億ウォン以下1000分の20、9億ウォン超過1000分の30

※自治体の条例によって標準税率の100分の50の範囲内で加減調整が可能

(ウ) 納付方法：取得日から60日以内に申告納付（申告納付期間内に納付しない場合20%の加算税を加算して賦課・徴収）

#### イー1 登録免許税（登録分）（地方税法第23・27・28条）

財産権その他権利の取得・移転・変更又は消滅に関する事項を公簿に登記又は登録する場合にその登記又は登録を受ける者に賦課される租税

##### (ア) 課税対象

財産権その他権利の取得・移転・変更に関する事項を公簿に登記又は登録（登録を含む）する行為

##### (イ) 税率（例示）

不動産登記	所有権保存：8/1,000 所有権移転：有償20/1,000、無償15/1,000、相続8/1,000 所有権外の物件設定や移転：地上・抵当権・地役・使用权(チヨンセ権)・賃借権2/1,000、競売申請・仮差押さえ・仮処分・仮登記：2/1,000、その他6,000ウォン(定額)
船舶登記	所有権登記・登録：0.2/1,000 抵当権設定登記・登録、抵当権移転登記・登録：2/1,000 その他の登記・登録：15,000ウォン(定額)
自動車登録	所有権登録：20/1000, 30/1000, 50/1000 抵当権登録・移転登録：2/1000 その他：15,000ウォン(定額)
航空機登録	0.1/1000, 0.2/1000

(ウ) 納付方法

登記・登録前に登録免許税を申告納付し領収証を添付して登記・登録

イー 2 登録免許税（免許分）（地方税法第 34・35 条）

各種の免許を受ける者に対しその免許の種類ごとに一定額で賦課される租税

(ア) 課税対象

特定の営業設備又は行為に関して権利の設定及び禁止の解除をする行政処分と申告の受理・登録の行政行為

※免許の有効期間が 1 年を超過する免許の場合は、毎年 1 月 1 日にその免許が更新されると見なして課税

(イ) 税率

区分	人口 50 万人以上の市及び自治区ではない区が設置されている市	その他の市	郡
第 1 種：食品接客業など	67,500W	45,000W	27,000W
第 2 種：食品保存業など	54,000W	34,000W	18,000W
第 3 種：港湾運送関連事業など	40,500W	22,500W	12,000W
第 4 種：海運仲介業など	27,000W	15,000W	9,000W
第 5 種：輸出入植物防除業など	18,000W	7,500W	4,500W

(ウ) 納期：免許の登記又は登録をする前までに申告納付

ウ レジャー税（地方税法第 40 条）

競輪・競艇・競馬等と関連した法律により勝者投票権・勝馬投票権等を発売して投票的中者に還付金等を交付する行為として特定事業を営む事業者に賦課する租税（2001 年 12 月 29 日「競走・馬券税」から「レジャー税」に変更）

(ア) 課税対象

競輪・競艇・競馬等と関連した法律により勝者投票権・勝馬投票権等を発売して投票的中者に還付金等を交付する行為

(イ) 納税義務者：課税対象に該当する事業を営む者

a 税率：勝者及び勝馬投票券等の発売金総額の 100 分の 10

b 納期：勝者・勝馬投票券等の発売日が属する月の翌月 10 日までに申告納付  
なお、場外発売所で販売される勝者・勝馬投票券に対する税額は競馬場所在地の市・郡・区と場外発売所所在地の市・郡・区間で按分することとされた。その割合は 50%対 50%とするが、競輪場・競艇場・競馬場が新設された場合には、一定期間まで、施設所在地の市・郡・区に 80%、場外発売所所在地の市・

郡・区 20%を納付することとされた（地方税法第施行令 57 条）。

エ 住民税（地方税法第 74 条）

地域社会におけるインフラ整備等の地方自治団体共通経費を住民が平等に負担するために賦課する租税で均等割、財産割、従業員割に分かれる。

(ア) 納税義務者

- a 均等割：毎年 8 月 1 日基準、納税地を管轄する地方自治団体内に住所及び事業場を有する個人又は法人
- b 財産割：毎年 7 月 1 日基準、納税地を管轄する地方自治団体内に事業所をおく事業主
- c 従業員割：従業員に給料を支払う事業主

(イ) 税率

(均等割)

個人：10,000W を限度とし、法の範囲内で条例により定める税率

個人事業者：50,000W

法人：

区分	税額
資本金 100 億 W、従業員 100 人超	50 万 W
資本金 50 億 W 超 100 億 W 以下、従業員 100 人超	35 万 W
資本金 50 億 W 超、従業員 100 人以下 資本金 30 億 W 超 50 億 W 以下、従業員 100 人超	20 万 W
資本金 30 億 W 超 50 億 W 以下、従業員 100 人以下 資本金 10 億 W 超 30 億 W 以下、従業員 100 人超	10 万 W
その他の法人	5 万 W

(財産割)

事業所の総面積 1 m<sup>2</sup> 当り 250 ウォン(標準税率)

(従業員割)

従業員の給料総額の 5/1,000

(ウ) 納付方法

- a 均等割：毎年 8 月 16 日～8 月 31 日を納期として賦課・徴収
- b 財産割：毎年 7 月 1 日～7 月 31 日を納期として賦課・徴収
- c 従業員割：毎月分を翌月 10 日までに申告納付

オ 財産税（地方税法第 104 条）

土地、建築物、住宅、船舶及び航空機の所有に対しその所有者に賦課する租税。

(ア) 課税対象：土地、建築物、住宅、船舶、航空機

(イ) 課税標準：時価標準額、

- a 土地及び建築物：時価標準額の 50/100～90/100
- b 住宅：時価標準額の 40/100～80/100
- c 船舶及び航空機：第 4 条第 2 項による時価標準額

(ウ) 税率

a 土地

(総合合算課税対象)

課税標準	税率
5,000 万 W	1,000 分の 2
5,000 万 W 超 1 億 W 以下	10 万 W + 5,000 万 W 超過金額の 1,000 分の 3
1 億 W 超過	25 万 W + 1 億 W 超過金額の 1,000 分の 5

(別途合算課税対象)

課税標準	税率
2 億 W 以下	1,000 分の 2
2 億 W 超 10 億 W 以下	40 万 W + 2 億 W 超過金額の 1,000 分の 3
10 億 W 超過	280 万 W + 10 億 W 超過金額の 1,000 分の 4

(分離課税対象)

種類	税率
田、畑、果樹園、牧草用地、林野	課税標準額の 1,000 分の 7
ゴルフ場、高級娯楽場用土地	課税標準額の 1,000 分の 40
上記以外の土地	課税標準額の 1,000 分の 2

b 建築物

一般建築物：課税標準額の 1,000 分の 2.5

ゴルフ場、高級娯楽場用土地：課税標準額の 1,000 分の 40

住居地域内の工場：課税標準額の 1,000 分の 5

c 住宅

奢侈性財産（別荘）：課税標準額の 1,000 分の 40

住宅：

課税標準	税率
6,000 万 W 以下	1,000 分の 1
6,000 万 W 超 1 億 5 千万 W 以下	6 万 W + 6,000 万 W 超過金額の 1,000 分の 1.5
1 億 5 千万 W 超 3 億 W 以下	195,000W + 1 億 5,000 万 W 超過金額の 1,000 分の 2.5
3 億 W 超過	570,000W + 3 億 W 超過金額の 1,000 分の 4

d 船舶

高級船舶：1,000 分の 50

その他：1,000 分の 3

e 航空機

課税標準額の 1,000 分の 3

(エ) 納付方法

毎年 6 月 1 日現在の財産税課税台帳上の所有者に対し、土地については 9 月 16 日～30 日、建築物については 7 月 16 日～7 月 31 日、住宅については税額の 2 分の 1 は 7 月 16 日～7 月 31 日まで、残り 2 分の 1 は 9 月 16 日～9 月 30 日までを納期として賦課・徴収（納付税額 1,000 万 W を以下の場合は 7 月 16 日～7 月 31 日までに一括して付加及び徴収が可能）

カ 自動車税（地方税法第 124 条）

自動車管理法規定による自動車と建設機械管理法による建設機械の中車両と類似するものの所有者に賦課する租税

(ア) 課税対象

自動車管理法の規定に基づき登録又は申告された車両並びにダンプトラック及びコンクリートミキサートラック

(イ) 税率

a 乗用自動車：排気量×cc 当たり税額＝年税額

営業用		非営業用	
排気量	cc 当たり税額	排気量	cc 当たり税額
1,000cc 以下	18W	1,000cc 以下	80W
1,600cc 以下	18W	1,600cc 以下	140W
2,000cc 以下	19W	1,600cc 以上	200W
2,500cc 以下	19W		
2,500cc 超	24W		

b その他の乗用自動車（年税額）

営業用	非営業用
20,000W	100,000W

c 乗合自動車（年税額）

区分	営業用	非営業用
高速バス	100,000W	—
大型貸切バス	70,000W	—
小型貸切バス	50,000W	—
大型一般バス	42,000W	115,000W
小型一般バス	25,000W	65,000W

d 貨物自動車（年税額）

最大積載量	営業用	非営業用
1,000 kg 以下	6,600W	28,500W

2,000 kg以下	9,600W	34,500W
3,000 kg以下	13,500W	48,000W
4,000 kg以下	18,000W	63,000W
5,000 kg以下	22,500W	79,500W
8,000 kg以下	36,000W	130,500W
10,000 kg以下	45,000W	157,500W

e 特殊自動車（年税額）

区分	営業用	非営業用
大型特殊自動車	36,000W	157,500W
小型特殊自動車	13,500W	58,500W

f 三輪以下小型自動車（年税額）

営業用	非営業用
3,300W	18,000W

(ウ) 納期及び納税義務者

年税額を2期に分けて納期が属する月の1日現在の自動車の所有者に対して賦課・徴収（納税者の申請がある場合には4期に分けて賦課）

第1期分：6月16日～6月30日

第2期分：12月16日～12月31日

※年税額を一時に納税する場合には10%控除

キ 自動車の走行に対する自動車税（地方税法第135条）

自動車の走行に対する自動車税は、揮発油・軽油に対する交通・エネルギー・環境税の納税義務者に付加する。

(ア) 納税義務者

揮発油及び軽油に対する交通・エネルギー・環境税の納税義務がある者

(イ) 税率

交通・エネルギー・環境税額の1,000分の360

(ウ) 納付方法

翌月末までに交通・エネルギー・環境税の納付期限まで納付

ク 地方所得税（地方税法第85条）

個人及び法人所得を得る者に賦課する租税

(ア) 課税対象

所得税法及び法人税法による所得税、法人税の納税義務者

(イ) 税率

所得税法及び法人税法上の所得別の課税標準規定を準用して所得税税率の10%水準の独立税率

(ウ) 納付方法

a 申告納付（所得分）



- ・特別徴収分：毎月分を翌月の10日まで申告納入
- ・総合所得税分：所得税の申告期間の満了日まで（所得税と同時徴収）
- ・譲渡所得税分：所得税の申告期間の満了日まで（所得税と同時徴収）
- ・法人税分：事業年度の終了日から4月内

ケ たばこ消費税（地方税法第47・48条）

製造たばこに賦課される租税で製造たばこの本数（20本）又は重量（グラム）により賦課される従量税である

（ア）課税対象：たばこ

（イ）税率

・吹かすたばこ：

紙巻たばこ	20本当たり	1,007W
パイプたばこ	1g当たり	36W
葉巻たばこ	1g当たり	103W
刻みたばこ	1g当たり	36W
電子たばこ	ニコチン溶液 1ml当り	628W
水たばこ	1g当たり	715W

・噛みたばこ 1g当たり 364W

・嗅ぎたばこ 1g当たり 26W

（ウ）納付方法及び納税義務者

製造者又は輸入販売業者が毎月1日から末日まで製造場又は保税区域から搬出したたばこに対して税額を算出し、翌月末日までに申告納付

（2）目的税

ア 地域資源施設税（地方税法第141条）

（ア）目的：地域資源の保護及び開発、地域の消防事務、災難予防など安全管理事業及び環境保護と改善事業、その他の地域均衡開発事業、公共施設に必要な費用に充当するため

（イ）課税対象：

発電用水、地下水、地下資源、コンテナ、原子力発電、火力発電、法律の規定による大統領令が定めるものなど

（ウ）税率：

特定資源に対する地域資源施設税

課税標準	税率
発電用水	発電に利用される水 10 m <sup>3</sup> 当り 2W
地下水	ア 食水用：m <sup>3</sup> 当り 200W イ 温泉水：m <sup>3</sup> 当り 100W ウ その他又は沐浴用水：m <sup>3</sup> 当り 20W
地下資源	鉱物価格の 5/1,000
コンテナ	コンテナ 1 TEU 当り 1万5千W

原子力発電	発電量 1 kwh 当り 1 W
火力発電	発電量 1 kwh 当り 0.3W

#### 特定不動産に対する地域資源施設税

課税標準	税率	備考
600 万 W 以下	4/10,000	火災危険建築物に対する当該税率の 200/100 にする
600 万 W 超 1,300 万 W 以下	2,400W+600 万 W 超過金額の 5/10,000	
1,300 万 W 超 2,600 万 W 以下	5,900W+1,300 万 W 超過金額の 6/10,000	
2,600 万 W 超 3,900 万 W 以下	13,700W+2,600 万 W 超過金額の 8/10,000	
3,900 万 W 超 6,400 万 W 以下	24,100W+3,900 万 W 超過金額の 10/10,000	
6,400 万 W 超	49,100W+6,400 万 W 超過金額の 12/10,000	

(エ) 納付方法：申告納付（特定不動産は財産税の規定を準用）

#### イ 地方教育税（地方税法 149 条）

(ア) 目的

地方教育の質的向上に必要な地方教育財政の拡充に必要な財源を確保するため

(イ) 課税対象

地方税の 6 税目（登録免許税、レジャー税、住民税均等割、財産税、自動車税（非営業用乗用車）、たばこ消費税）

(ウ) 税率（標準税率）

税目	税率
登録税	20%
レジャー税	40%
住民税均等割	10%（人口 50 万人以上の市 25%）
財産税	20%
自動車税	30%
たばこ消費税	4399/10,000

(エ) 納付方法

a 申告納付：登録税、レジャー税、たばこ消費税

b 賦課徴収：住民税均等割、財産税、自動車税

## 2 重課税

個々の税目では、地方税法に基づき重課税される場合がある。図表にすると、次の

とおりとなる。

<図表 11-1> 地方税重課税一覧

税目別	重課対象及び税率
取得税	○重課税対象財産：5倍重課 <ul style="list-style-type: none"> <li>・高級住宅：建築物延面積 331m<sup>2</sup>（共同住宅の場合は専用面積 245 m<sup>2</sup>）超、課税標準 9,000 万 W 超など</li> <li>・高級娯楽場：カジノ場、舞踏遊興飲食店など</li> <li>・高級船舶：豪華自家用船舶（課税標準 5,000 万 W 以上）</li> <li>・別荘及びゴルフ場</li> </ul>
登録免許税	○大都市内の法人設立と支店又は事務所の設置に伴う登記：3倍重課 ○大都市内の工場新・増設に伴う登記：3倍重課 <ul style="list-style-type: none"> <li>・不動産所有権移転：2% =&gt; 6%</li> <li>・営利法人の設立・合併：0.4% =&gt; 1.2% など</li> </ul>
財産税	○贅沢性財産 <ul style="list-style-type: none"> <li>-土地：ゴルフ場・高級娯楽場・別荘 4%</li> <li>-建築物：ゴルフ場・高級娯楽場・別荘 4%（最低税率 0.15% の 26.7 倍）</li> <li>-高級船舶 5%</li> </ul> ○大都市内の工場新・増設：5倍重課 市の住居地域内の工場新・増設：2倍重課
共同施設税	○火災危険建築物：2倍重課 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホテル、遊興場、デパート、給油所、劇場など</li> </ul>
住民税(財産割)	○汚染物質排出事業所：2倍重課 (財産割：事業所延面積 1 m <sup>2</sup> 当 250W → 1 m <sup>2</sup> 当 500W)

### 3 地方税に附加される附加税の現況

地方税に附加される税としては、農漁村特別税とそれ自体地方税である地方教育税がある。

農漁村特別税は農漁村特別税法に基づき、農漁業の競争力強化並びに農漁村産業基盤施設の拡充及び農漁村地域開発事業のために必要な財源を確保するために 1994 年に創設されたもので、所得税など国税の 5 税目、地方税の 3 税目に附加されている。

地方教育税は、前述のとおり地方税の 6 税目に附加されるものである。

<図表 11-2>

区分	本税（地方税）	附加税税率	
		農漁村特別税	地方教育税

道税	①取得税 (取得税減免額)	10% 減免税額の 20%	— —
	②登録免許税 (登録税減免額)	— 減免税額の 20%	20% —
	③レジャー税	20%	40%
市郡税	①財産税	—	20%
	②住民税 (均等割)	—	10% (人口 50 万人以上の市 25%)
	③たばこ消費税	—	50%
	④自動車税	—	30%

### 第3節 韓国の地方税制の特色

#### 1 賦課徴収の委任

韓国では、地方税の賦課徴収は基礎自治団体が行っている。市・郡・自治区は、その区域内の広域自治団体の税を徴収し、広域自治団体に納入する義務を負う。委任においては、基礎自治団体の同意を要せず、基礎自治団体はこれを拒むことはできない。なお、広域自治団体の長は、納税義務者又は特別徴収義務者に対して、直接、納税告知書又は納入通知書を交付することができる（地方税徴収法第 17 条第 1 項）。

広域自治団体は、納入された税額の中から、大統領令で定めるところに従い条例で定める交付率により、その処理費として市・郡・自治区に徴収交付金を交付しなければならない（地方税徴収法第 17 条第 2 項）。すなわち、広域自治団体は、市・郡・自治区に対して、広域自治団体の税収入の 3 % を徴収交付金として支払うこととされている（地方税徴収法施行令第 24 条）。

この徴収交付金制度は 1949 年に導入されたものだが、交付率が順次引き上げられ、1979 年には 30% に統一され、財政調整的な意味合いも持ってきた。1988 年には自治区制度の導入に伴い特別市税、直轄市税の自治区に対する徴収交付率は新たに 3 % とされたものの、1990 年には地方自治の実施に伴い中央政府と道の事務が大幅に移譲されることによって発生する財源不足を補うねらいで人口 50 万人以上の市に対する交付率が 30% から 50% に引き上げられた。

この様な中で、道では道税事務所を設置して道税を直接徴収したり、徴収交付金交付率を道条例に委任することを要求したり、反面、市・郡では人口 50 万人以上の市のように徴収交付率の引上げを要求したりするなど、広域自治団体と基礎自治団体の間に軋轢が見られるようになった。

そこで、従前の徴収交付率を実際の徴税処理費を勘案し 3 % に統一し、残余財源を人口、徴税実績を勘案して市・郡に再交付する一種の財政調整制度である財政補填交付金制度（地方財政法第 29 条）を導入することとした。財政補填交付金の 90% は一般財源補填金で、人口規模 60%、徴税実績 40% の比率で按分され、基礎自治団体に交付される。10% は施策推進補填金として市・郡の地域開発事業に応じて配分される。

なお、交付税不交付団体がある道（京畿道）の場合には、一般財源補填金の一部を不交付団体に対する特別財政補填金として配分できる特例を置いている。

広域自治団体の税務担当部局は、市・郡・自治区に対する指導及び税務調査を行うが、税務調査の結果に伴う賦課徴収は、市・郡・自治区が行う。

なお、市・郡・自治区における賦課徴収実務は、第一線行政機関である邑・面・洞において行われてきたが、1998年からの邑・面・洞の機能転換に伴い、市・郡・自治区の本庁のみで行われるところも多い。

## 2 許認可事業の制限

韓国では、許認可事業者が3回以上不当に滞納した場合、ペナルティとして地方自治団体の長は主務官庁に事業の停止、許認可等の取消を要求できる（地方税徴収法第7条）。

## 3 課税自主権の拡大

### (1) 税率設定

韓国でも、租税法律主義の下ではあるが、地方自治団体の課税自主権が拡大されてきた。

そもそも1949年の地方税法制定時には、全税目で制限税率を設定の上、自治体が一定幅の裁量をあたえられていたが、1961年の全面改正でほとんどの税目が一定税率とされた。1973年にようやくいくつかの税目で標準税率制度が新たに採用された。1991年に新設された地域開発税は標準税率とされ、自動車税も標準税率に改められた。1995年には住民税個人均等割が制限税率に改められ、1997年には取得税、登録税、財産税が標準税率に改められた。その結果、16の地方税目中、4税目（レジャー税、免許税、農業所得税、走行税）を除く11税目に対する税率決定権が地方自治団体に付与されている。

自主的な税率設定を韓国では弾力税率の活用とよんでいる。財産税については、近年、弾力税率を活用して税負担を軽減する地方自治団体が増加し、地域・住宅間の課税不公平等が問題化していたため、地方税法改正により、財産税の弾力税適用要件及び基準設定が強化された。

<図表 11-3> 弾力税率一覧

税目	課税対象	標準税率	調整比率	根拠
取得税	1. 不動産、車両、機械装備、立木、航空機、船舶、鉱業権・漁業権、ゴルフ・乗馬・コンドミニアム・総合体育施設利用・ヨット会員権	20/1000	50/100の範囲内	地方税法第14条 *重課税税率除外
	2. 別荘・ゴルフ場・高級住宅・高級船舶	100/1000		地方税法第14条

	3. 相続の所有権の移転 (1) 農地 (2) その他 4. 無償所有権移転・非営利事業者 5. その他所有権の移転 (1) 農地 (2) その他	8/1,000 15/1,000 8/1,000 10/1,000 20/1,000	50/100の範囲 内	*重課税税率除外
登録免許税	1. 所有権の保存 2. 分割登記 3. 所有権以外の物件 4. 競売及び仮差押さえ 5. その他	8/1,000 3/1,000 2/1,000 2/1,000 3,000ウォン	50/100の範囲 内	地方税法第28・34条 ※(標準税率について)
	免許1～5種(647号)	定額税率		
地域資源施設税	1. 建築物(住宅含む) 船舶 2. 貯油所・ガソリンスタンド・精油所・百貨店 ホテル・遊興場・劇場・4階以上の建築物 3. 汚物処理施設・水利施設	0.5/1000～ 1.3/1000 1/1000～ 2.6/1000 0.23/1000	50/100の範囲 内	地方税法第147条第 4項
	発電用水 地下水 地下資源 コンテナ 原子力発電	2W/10m <sup>3</sup> 20～200W/m <sup>3</sup> 5/1000 1TEU当り 1,5000W 0.5W/KWC	50/100の範囲 内(*原子力 や火力発電除 外)	地方税法第147条第 4項
地方教育税	登録税額	20/100	50/100の範囲 内	地方税法第151条第 2項
	レジャー税額	60/100		
	均等割住民税額	10(25)/100		
	財産税額	20/100	50/100の範囲 内	地方税法第151条第 2項
	自動車税額	30/100		
	タバコ消費税額	50/100		

住民税	1. 個人均等分 (1) 個人 (2) 事業場をもつ個人 2. 法人均等分 資本金従業員の数による 3. 財産分	10,000W以下 50,000W 50,000W ～500,000W 250W/m <sup>2</sup>	(個人均等分):1万W以内 (財産分)1m <sup>2</sup> 当り250W以下 (従業員分)50/100の範囲内	地方税法第78条第2項外
地方所得税	1. 所得分(所得税, 法人税) 2. 従業員分	10/100 0.5/100	50/100の範囲内 0.5/100以下	地方税法第89条第2項 第100条第2項
財産税	1. 土地 2. 建築物 3. 住宅 4. 船舶 (1) 高級船舶 (2) その他船舶 5. 航空機	0.7/1000 ～ 40/1000 2.5/1000 ～ 40/1000 1/1000 ～ 4/1000 50/1000 3/1000 3/1000	50/100の範囲内	地方税法第111条第3項
	課税特例分の土地, 建築物	1.5/1000	2.3/1000以下	地方税法第112条第2項
自動車税	1. 乗用自動車 (1) 営業用 (2) 非営業用 2. その他乗用自動車 (1) 営業用 (2) 非営業用	CC当り 18～24W 80～220W 台当り 20,000W 100,000W	50/100の範囲内	地方税法第127条第3項

自動車税	3. 乗合自動車	台当り	50/100 超	地方税法第127条第3項
	(1) 営業用	25,000W~100,000W		
	(2) 非営業用	65,000W~115,000W		
	4. 貨物自動車	台当り		
	(1) 営業用	6,600W~45,000W		
	(2) 非営業用	28,500W~157,500W		
	5. 特殊自動車	台当り		
	(1) 営業用	13,500W~36,000W		
	(2) 非営業用	58,500W~157,500W		
	6. 三輪以下小型自動車	台当り		
(1) 営業用	3,300W			
(2) 非営業用	18,000W			
	7. 交通, エネルギー, 環境税額	360/1000	30/100の範囲内	地方税法第136条第2項 (施行令委任)

## (2) 任意税目

韓国では、法定の税目以外に各地方自治団体が条例で税を創設することは、認められていない。しかし、地域開発税では任意税目制度が採用されており、法定外税に近い役割を果たしているともいえる。